

この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、山梨県立中央病院 吸収冷温水機更新工事に適用するものであり、本仕様書に明記なき一般事項については、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書によるものとする。

1、業務目的

山梨県立中央病院に設置されている吸収冷温水機 3 台を新設機器 3 台に更新する。また更新後、令和 11 年 3 月 31 日まで更新機器 3 台の保守点検業務も併せて実施する（保守点検業務については別紙 吸収冷温水機保守点検業務委託仕様書参照）。

2、履行場所・対象設備

本業務の履行場所・対象設備は次のとおりである。

- ・山梨県甲府市富士見一丁目 1-1

- ・吸収冷温水機

既設機器型式 : HAU-BGN630VJ 630RT 3 台

新設機器型式(参考型式・同等品可) : HAU-BGN700EXJ 630RT 3 台

更新機器については上記既設機器型式と同等以上の性能の機器を選定すること。また遠隔にて運転状況が確認でき、機器故障時等の不具合発生の際にもある程度原因を特定できるように遠隔にて確認できる機能がある機種を選定すること。

3、履行期限

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし更新工事業務については令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

更新機器の順番及び作業期間については発注者の指示に従い実施すること。また、建設工事請負約款第 10 条の現場代理人 常駐配置については更新業務を履行配置場所にて実際に行う期間のみで良い。実施時期については発注者の指示に従って行うこと。原則機器が停止可能な中間期等(11 月～4 月初旬頃)に各年度実施すること。

3、作業範囲

本業務の作業範囲は次のとおりとする。

吸収冷温水機 3 台 更新工事

- ・工事前事前準備工
- ・直接仮設工事
- ・熱源機更新
- ・配管工事
- ・既設機器解体及び撤去
- ・上記業務後の試運転調整

本業務で発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。

4、施工原則

本業務に当たっては、仕様書、契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑問が生じたときには発注者と協議しなければならない。

5、施工条件

整備業務は原則平日昼間とし、院内の電力使用状況については常に配慮を行うものとし、業務ならびに試運転に必要な電力、水、ガス等は発注者が無償で支給するものとする。実施時期については発

注者と協議し病院運営の支障が出ないように日程を調整し実施すること。

6、業務上の留意点

下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- ・作業を行う前に発注者と綿密な打合せを行うこと。
- ・作業は他の機器や設備に損害を与えないように行うこと。
- ・試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- ・試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は請負者の責により取替を行うこと。
- ・作業の結果不具合があった場合、発注者と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- ・本仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- ・安全対策には万全を期すこと。
- ・作業実施日については、発注者と協議するものとする。

7、暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

8、保証期間

本業務における対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日(発注者によって適正な動作確認された日)から1年とする。機器の検収については発注者と協議し、1台毎に検収すること。保証期間中に故障が生じた場合で、その故障が明らかに請負者の責に帰す材料、設計、製作または業務の欠陥に起因すると両者が判断したときは、請負者は無償で遅延なく本機の修理もしくは改造又は原契約に基づく条件で部品の納入を行うものとする。

ただし、保証期間であっても、消耗品、流用した部品の不具合、この部品が原因となった故障及び災害等不可抗力または不法行為が原因となった故障、損傷についてはこの限りでない。

9、業務完了報告書

請負者は業務完了報告書として、次の書類を提出しなければならない。作業写真の提出については業務内容が確認できる写真を添付すること。

- ・業務工程表
 - ・作業写真(機器の新旧比較及び作業状況がわかる明確な作業写真)
 - ・機器設置完了報告書(各号機ごと)
 - ・完成図書(各号機ごと)
(工事概要書、完成図、施工図、機器試験成績書、機器取扱説明書、保証書、工事写真、管理体制表、管理台帳、その他必要な書類)
- 完成図書の提出は製本2部、電子データ1部とする。